

2017年12月4日

日本原燃株式会社

### 検査制度見直しに関する検討状況について

1. 検査制度見直しに係る改正原子炉等規制法の施行に向けた再処理規則の改正に関して、以下の事項について確認させていただきたい。

○ 別紙 1

再処理施設において設計及び工事の計画の認可を要さない工事の考え方について

○ 別紙 2

現行規則【設計及び工事の方法の（変更）認可の申請／工事の計画の認可等の申請】の相違について

○ 別紙 3

現行規則【使用前検査の実施】の相違について

2. 2017年6月26日 第9回検査制度見直しに関するワーキンググループ資料 2-1「設計及び工事の計画の認可、事業者検査等に係る検討事項の整理」p7 によれば、科学技術庁原子力安全局長通知「加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について」の内容が、新たに規則として制定されるか、現行「加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」に取り込まれて改正されるものと理解される。このような理解は正しいか確認させていただきたい。

以 上

## 再処理施設において設計及び工事の計画の認可を要さない工事の考え方について

### 1. はじめに

- 検査制度見直しに係る原子炉等規制法の改正において、再処理施設の「設計及び工事の計画の認可」（以下「設工認」という。）第 45 条には、発電用原子炉施設と横並びで認可を要さない再処理施設の設置または変更の工事があることが明記され、内容は原子力規制委員会規則で定めるとされている（表 1 参照）。
- 発電用原子炉施設の現行制度では、工事計画の認可／届出の対象となる工事が実用炉規則別表第一に規定され、工事計画の記載事項等が同別表第二に規定されている。また、その手続きが「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（平成 28 年 10 月 6 日 原規技発第 1610067 号 原子力規制委員会決定）」（以下「ガイド」という。）に示されている。
- 再処理施設については、新規制基準への適合が審査されている状況でもあり、実用炉規則別表第一、第二のような整理は困難なことから、以下にガイドを参考にして再処理施設における工事の種類を整理し、設工認を要さない工事の考え方を検討した。

### 2. 再処理施設における工事の種類

- ガイドを参考にして再処理施設における工事の種類を次のように整理することが考えられる。

○再処理施設の工事には、設置の工事と変更の工事がある。さらに変更の工事には、再処理施設の増設の工事と再処理施設の増設の工事以外の変更の工事がある。

#### (1) 設置の工事

工場または事業所に初めて再処理施設を設置する工事であり、いわゆる新設工事をいう。

#### (2) 再処理施設の増設の工事

既に再処理施設が設置されている工場または事業所において、事業変更許可を受けて実施する建物の新設を伴う再処理施設の増設の工事をいう。

#### (3) 再処理施設の増設の工事以外の変更の工事

既に設置されている再処理施設において、設備または機器を変更する工事をいい、さらに再処理施設の増設の工事以外の変更の工事には、改造の工事と修理の工事がある。

##### 1) 改造の工事

設置、増設等の工事に際して認可を受けた設計及び工事の計画の記載（再処理施設の設計に係る部分に限る。）（以下、「既認可の設工認申請書の記載」という。）を変更し、機器等を新たなものに変更する工事をいう。なお、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更並びに既に設置されている機器の撤去又は基数及び容量を変更する工事を含む。

## 2) 修理の工事

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講じる場合に、設備又は機器の一部を手直しし、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。さらに修理の工事には、取替工事と機能に影響を及ぼす工事がある。

### a. 取替工事

修理の工事において既認可の設工認申請書の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるものをいう。

### b. 機能に影響を及ぼす工事

修理の工事において既認可の設工認申請書の記載の変更を伴うものをいう。なお、仕様の記載値が JIS 規格等に基づく「公称値」である場合であって、配管等の切削等による工事後の厚さが JIS 規格等で定める許容差を差し引いた厚さを下回らない範囲の工事は、機能に影響を及ぼす工事とはみなさない。

○以下については、既認可の設工認申請書の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しない。

- ・名称を変更するもの。
- ・JIS 規格等の呼称変更により設工認申請書に記載されている材料と呼称は異なるものの同等の仕様の材料を使用するもの。
- ・SI 単位の導入により単位を変更するもの（単位換算に伴う数値の端数処理を含む。）。

○供用中に発見された不具合の状況確認及び原因究明の調査において発生する作業は変更の工事には該当しない。

## 3. 再処理施設において設工認を要さない工事の考え方

- 2.より、設工認を要さない工事には、「取替工事」が該当するものと考えられる。
- 「取替工事」については、既認可の設工認申請書の記載等をもとに、必要な使用前事業者検査を実施することが可能である。

## 4. その他

- 改正法第 45 条第 2 項ただし書および第 5 項による「認可を受けた設計及び工事の計画の軽微な変更の届出」（現行法第 45 条第 2 項ただし書および第 4 項による「認可を受けた設計及び工事の方法の軽微な変更の届出」）について、現行再処理規則第 4 条では「軽微な変更」を「設備又は機器の配置の変更であって、当該機器の相互の間隔を申請書等に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更」としている。
- 「軽微な変更」である「再処理施設の保全上支障のない変更」の対象を「設備又は機器の配置の変更」に限定することは合理的とは考えられないことから、改正法の施行に向けた規則の改定にあわせて見直すことが適切と考えられる。
- 軽微な変更の対象に関する検討例を p5、p6 に示す。

以 上

表 1 原子炉等規制法における設計及び工事の計画の認可に係る規定（抜粋）

再処理施設		発電用原子炉施設	
改正前（現行）	改正後	改正前（現行）	改正後
<p>（設計及び工事の計画の認可）</p> <p><b>第四十五条</b> 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。</p>	<p>（設計及び工事の計画の認可）</p> <p><b>第四十五条</b> 再処理施設の設置又は変更の工事（<u>使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。</u>）をしようとする再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、再処理施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするとき、この限りでない。</p>	<p>（工事の計画の認可）</p> <p><b>第四十三条の三の九</b> 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするとき、この限りでない。</p>	<p>（設計及び工事の計画の認可）</p> <p><b>第四十三条の三の九</b> 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この節において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするとき、この限りでない。</p>
—	—	<p>（工事の計画の届出）</p> <p><b>第四十三条の三の十</b> 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。</p>	<p>（設計及び工事の計画の届出）</p> <p><b>第四十三条の三の十</b> 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その設計及び工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。</p>

注）改正後においても、再処理施設については設計及び工事の計画の（事前）届出に関する規定はない。

## 軽微な変更の対象について（検討例）

本資料は、現行の原子炉等規制法第 45 条第 4 項「軽微な変更の届け出」が追加された法改正（平成 17 年 5 月 20 改正、平成 17 年 12 月 1 日施行）にあわせて、軽微な変更の具体的な対象を平成 18 年 3 月頃に検討したものである。

### 1. 設計について

以下のような事項に係る変更で、主要な部分の設計を大幅に変更するものでなく、かつ、詳細な解析等を行わなくても安全サイドになることが明らかなもの、又は安全性に影響しないもの。なお、一つの安全機能の観点から軽微とみなされる場合であっても、他の安全機能の観点から軽微とみなされない変更は、変更認可申請を必要とする。

安全性に影響しないものについては、以下をめやすとする。

- a. 添付書類の評価対象外のもの
- b. 添付書類の評価対象ではあるが、評価が変更とならないもの
- c. 添付書類の評価が変更となるが、既存の評価で安全性を有していることが明らかなもの

#### (1) 建物

- a. 耐震性
  - ① 一般扉の設置位置変更であって、耐震壁の開口面積に影響しないもの
  - ② 建屋の床レベル変更であって、設備の耐震評価に影響しないもの
  - ③ 間仕切壁の変更、追加又は削除
- b. 遮蔽
  - ① 放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないもの
  - ② 遮蔽扉の縮小
- c. 防護設計
  - ① 防護壁の厚さの増加
  - ② 防護壁の開口部の縮小
- d. 使用済燃料等による汚染の防止
  - ① 汚染防止箇所の塗装からステンレスライニングへの変更
  - ② 床面レベルの変更であって、漏えい拡大防止機能上支障のないもの
- e. その他
  - ① 躯体形状の変更であって、耐震性、遮蔽性、防護設計、火災防護に係らないもの
  - ② 建築基準法及び消防法に基づく防火区画、防火戸の変更、追加又は削除
  - ③ 一般扉の変更、追加又は削除

#### (2) 設備又は機器等

- a. 核物質の臨界性
  - ① 設備又は機器の配置の変更であって、当該機器の相互の間隔を申請書等に核的制限値として記載された間隔より小さくしないもの
  - ② 形状管理機器の変更であって、核燃料物質厚さ若しくは容積を減少させるもの、又は

中性子吸収体厚さを増加させるもの

b. 遮蔽

- ① 遮蔽材の厚さ又は密度の増加

c. 耐震性

- ① 強度部材の寸法の増加
- ② 固定ボルトの追加又は寸法の増加
- ③ 耐震 C クラスの機器・配管の寸法又は構造変更
- ④ 配管の設計条件若しくは仕様の変更又は追加であって、変更後の設計条件及び仕様での支持間隔が既に示されているもの又は配管の削除

d. 材料及び構造

- ① 板厚の増加
- ② 同材質である板材、管材、鍛造材相互の変更
- ③ 海外規格材から国内規格相当材又は国内規格材から海外規格相当材への変更
- ④ 配管の設計条件又は仕様の変更であって、評価上変更前より安全側となるもの又は配管の削除
- ⑤ 配管の設計条件若しくは仕様の変更又は追加であって、変更後の評価条件が、既に評価されている他の配管の評価条件と同一又はより安全側となるもの

e. 閉じ込め機能

- ① フードボックスの面速の増加

f. 計測制御系統設備

- ① 安全上重要な施設の警報装置、安全保護装置と全く関連しないプロセス計装設備の機能上支障のない変更
- ② 計器の計測方式の変更であって、機能上支障のないもの

g. 放射線管理設備

- ① 放射線監視モニタ設置位置の変更であって、放射線監視機能上支障のないもの

h. その他

- ① 臨界性、遮蔽性、火爆防止、耐震性、材料及び構造その他の技術上の基準に係らない機器・配管（一般ユーティリティ系や洗濯廃液処理系等）の変更、追加又は削除
- ② 機器形状若しくは部位の取付位置の変更又は機器の配置変更若しくは配管の経路変更であって、臨界性、遮蔽性、火爆防止、耐震性、材料及び構造その他の技術上の基準に係らないもの

## 2. 工事の方法について

工事フローの変更で、検査場所の追加・変更、検査項目の追加等、安全確保上支障がないもの。

## 再処理施設／発電用原子炉施設 現行規則【設計及び工事の方法の（変更）認可の申請／工事の計画の認可等の申請】の相違について

再処理施設（再処理規則）	発電用原子炉施設（実用炉規則）	規則の相違に関する確認事項
<p>（設計及び工事の方法の認可の申請）</p> <p><b>第二条</b> 法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第七条の二に規定する再処理施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 再処理施設を設置する工場又は事業所（再処理施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地</p> <p>三 <u>次の区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法</u><sup>①</sup>（再処理施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）</p> <p>イ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>ロ 再処理設備本体</p> <p>（1）せん断処理施設</p> <p>（2）溶解施設</p> <p>（3）分離施設</p> <p>（4）精製施設</p> <p>（5）脱硝施設</p> <p>（6）酸及び溶媒の回収施設</p> <p>ハ 製品貯蔵施設</p> <p>ニ 計測制御系統施設</p> <p>ホ 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>ヘ 放射線管理施設</p> <p>ト その他再処理設備の附属施設</p> <p>四 <u>設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項</u><sup>②</sup></p> <p>イ 品質保証の実施に係る組織</p> <p>ロ 保安活動の計画</p> <p>ハ 保安活動の実施</p> <p>ニ 保安活動の評価</p> <p>ホ 保安活動の改善</p> <p>五 再処理施設の変更の場合にあっては、変更の理由</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>（後略）</p> <p>（変更の認可の申請）</p> <p><b>第三条</b> 法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 <u>変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法</u><sup>①</sup></p> <p>四 <u>変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等</u><sup>②</sup></p> <p>五 変更の理由</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類</p> <p>二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十五条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類</p> <p>（後略）</p>	<p>（工事の計画の認可等の申請）</p> <p><b>第九条</b> 法第四十三条の三の九第一項 又は 第二項 の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 工事計画</p> <p>三 工事工程表</p> <p>四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由</p> <p>2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすく記載しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（後略）</p>	<p><b>「工事の方法」の申請書における位置付け</b></p> <p>○発電用原子炉施設における「工事の方法」の記載内容に関する検討（2017年9月13日第11回WG資料1-1・別紙-1、資料1-2 p6）からは、発電用原子炉施設の「工事の方法」は、現行実用炉規則第9条の申請書の記載事項の一つに位置付けられる、すなわち、現行「工事計画」全体に係るものとされると理解される。</p> <p>⇒ 確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この理解は正しいか。</li> </ul> <p>○一方、再処理施設では、現行再処理規則第2条、第3条において、再処理施設の区分毎に「工事の方法」を記載することとされている（下線部①）。</p> <p>⇒ 確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設の「工事の方法」は、現行再処理規則のとおり再処理施設の区分毎に記載が必要とされるのか、または（上の理解が正しいとして）発電用原子炉施設と同様に再処理施設の工事全体に係るものとの扱いに変更されるのか。</li> </ul> <p><b>「設計及び工事に係る品質管理の方法等」の申請書における位置付け</b></p> <p>○発電用原子炉施設の「設計及び工事に係る品質管理の方法等」は、現行実用炉規則の別表第二において、発電用原子炉施設の属する種類毎に「工事計画」に記載することとされている。</p> <p>○一方、再処理施設では、現行再処理規則第2条、第3条において、申請書の記載事項の一つ、すなわち、申請する再処理施設の「設計及び工事の方法」全体に係るものとされている（下線部②）。</p> <p>⇒ 確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両者の記載要求は、現行のままとされるのか、またはどちらかの記載要求に統一されることになるのか。</li> </ul>

再処理施設／発電用原子炉施設 現行規則【使用前検査の実施】の相違について

再処理施設（再処理規則）	発電用原子炉施設（実用炉規則）	規則の相違に関する確認事項												
<p>（使用前検査の実施）</p> <p><b>第六条</b> 法第四十六条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。</p> <p>一 放射線遮蔽材又は特に気密、水密若しくは耐食を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。</p> <p>二 使用済燃料の受入れ施設若しくは貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。</p> <p>三 計測制御系統施設、放射線管理施設、その他の再処理施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。</p> <p>四 再処理施設の性能に関する事項 再処理施設の最大再処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。</p>	<p>（使用前検査の実施）</p> <p><b>第十六条</b> 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 331 2036 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="1101 331 1531 373">工事の工程</th> <th data-bbox="1531 331 2036 373">検査事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1101 373 1531 856"> <p>一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時</p> </td> <td data-bbox="1531 373 2036 856"> <p>原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>一 材料検査</p> <p>二 寸法検査</p> <p>三 外観検査</p> <p>四 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>五 耐圧検査</p> <p>六 漏えい検査</p> <p>七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1101 856 1531 1308"> <p>二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時</p> </td> <td data-bbox="1531 856 2036 1308"> <p>一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査</p> <p>ロ 寸法検査</p> <p>ハ 外観検査</p> <p>ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>二 補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査</p> <p>ロ 寸法検査</p> <p>ハ 外観検査</p> <p>ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>ホ 耐圧検査</p> <p>ヘ 漏えい検査</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1101 1308 1531 1602"> <p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時</p> </td> <td data-bbox="1531 1308 2036 1602"> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1101 1602 1531 1770"> <p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時</p> </td> <td data-bbox="1531 1602 2036 1770"> <p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1101 1770 1531 1877"> <p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p> </td> <td data-bbox="1531 1770 2036 1877"> <p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の工程	検査事項	<p>一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時</p>	<p>原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>一 材料検査</p> <p>二 寸法検査</p> <p>三 外観検査</p> <p>四 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>五 耐圧検査</p> <p>六 漏えい検査</p> <p>七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</p>	<p>二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時</p>	<p>一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査</p> <p>ロ 寸法検査</p> <p>ハ 外観検査</p> <p>ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>二 補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査</p> <p>ロ 寸法検査</p> <p>ハ 外観検査</p> <p>ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>ホ 耐圧検査</p> <p>ヘ 漏えい検査</p>	<p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>	<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>	<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>	<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>	<p><b>「使用前（事業者）検査の実施」の記載内容</b></p> <p>○現行再処理規則第 6 条と現行実用炉規則第 16 条の使用前検査の検査事項については、記載が異なっている。</p> <p>⇒ 確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両者の記載は、現行のままとされるのか、またはどちらかの記載に統一されることになるのか。</li> </ul>
工事の工程	検査事項													
<p>一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時</p>	<p>原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>一 材料検査</p> <p>二 寸法検査</p> <p>三 外観検査</p> <p>四 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>五 耐圧検査</p> <p>六 漏えい検査</p> <p>七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</p>													
<p>二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時</p>	<p>一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査</p> <p>ロ 寸法検査</p> <p>ハ 外観検査</p> <p>ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>二 補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査</p> <p>ロ 寸法検査</p> <p>ハ 外観検査</p> <p>ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査</p> <p>ホ 耐圧検査</p> <p>ヘ 漏えい検査</p>													
<p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>													
<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>													
<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>	<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>													